

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月○日にAに本社を置き貿易業を営むB会社（以下「会社」という。）に入社し、平成○年○月○日からC国所在の会社D事務所所長として赴任すると同時に労働者災害補償保険に特別加入（海外派遣者）し、C及び周辺国での情報収集、受注案件のフォロー等の業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、平成○年○月○日昼頃、風邪から肺炎を引き起こしたと思い、F病院に受診し、入院が必要と告げられ、その手続きに待合室で待たされていたところ、急性心筋梗塞を発症し、同日午後○時○分に死亡したとしている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会としても、被災者が死亡に至った疾患名は急性心筋梗塞（以下「本件疾病」という。）であるとするG医師の所見は妥当であり、その発症時期は平成〇年〇月〇日と判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 業務要因について

ア 請求人らは、被災者の労働時間の推計方法について、出張における早朝又は夜間の移動時間は時間外労働とみるべきであり、休日の業務メール送信時刻の前後のパソコン起動時間は時間外労働と推定すべきであると主張するので、以下、検討する。

(ア) 出張における早朝又は夜間の移動時間

取引先等関係者の接客対応は海外駐在員の業務であると考えべきものであり、当審査会としては、被災者が取引先等関係者を訪問先まで案内したり、空港や宿泊先まで送迎するなどの接客時間は、労働時間であると判断する。

すると、被災者の発症前2か月間に早朝及び夜間において接客対応をしたことに伴う始業時刻又は終業時刻は、次のとおりとなる。

- ① 平成〇年〇月〇日、被災者は、H次長に同行し、午前〇時〇分発I行きの航空機に搭乗したことが認められる。被災者が自ら自動車を運転し、H次長をEから空港まで送るのに約〇時間を要すること、国際線の場合は出発の2時間前に空港に到着している必要があることから、航空機の出発約〇時間前の午前2時頃までにE事務所を出たものと推認され、同日の始業時刻は午前2時と推定される。
- ② 同年〇月〇日、被災者は、午後〇時〇分にE空港に到着後、H次長を宿泊先に送り帰宅したものと認められることから、空港到着から約〇時間後の午後7時40分が同日の終業時刻と推定される。
- ③ 同年〇月〇日、被災者は、午前〇時〇分発J行きの航空機に搭乗するH次長の見送りをしたものと認められることから、出発〇時間前の午前5時40分が同日の始業時刻と推定される。

(イ) 休日に業務メールを送信した時刻の前後におけるパソコン起動時間について

Kは、「社宅は電波が届きにくい状況なので社宅でインターネットを行うというのは考えにくい」と申述していることから、被災者は当該休日においてもE事務所に赴いていたものと推認されるものであり、被災者が業務メールを送信した時刻の前後は、労働時間であるとみなすことが妥当である。同事務所における滞在時間については、二重の鍵の開錠、照明やエアコンのスイッチオン、パソコンの起動操作、メールチェックや関係資料の下調べなどの準備業務、送信文や添付資料の作成等に要する時間などを踏まえると、事前に平均して1時間程度の時間が必要であったと推定され、さらに、最終メールの送信後すぐに被災者が帰宅したとしても、後片付けやE事務所の施錠などにおいて、15分程度の作業は必要であったと推定される。

以上の推定により、被災者の発症前2か月間において、休日に業務メールを送信した日に係わる始業時刻及び終業時刻は、次のとおりであると推認する。

- ① 平成〇年〇月〇日、被災者は、午前8時51分、同9時19分、同9

時28分、同11時43分及び午後1時6分に業務メールを送信していることから、始業時刻は同7時51分、終業時刻は午後1時21分であると判断する。

② 同年〇月〇日、被災者は、午前10時35分に業務メールを送信していることから、始業時刻は同9時35分、終業時刻は、Lの「出張の前だとその準備のために20時や21時まで仕事を行うことがあります。」との申述から、同月〇日からのM出張の準備業務として2時間を加え、午後0時50分であると判断する。

③ 同年〇月〇日、被災者は、午前9時25分、同9時38分、同10時19分及び同11時29分に業務メールを送信していることから、始業時刻は午前8時25分、終業時刻は同11時44分であると判断する。

④ 同年〇月〇日、被災者は、午前9時30分に業務メールを送信していることから、始業時刻は午前8時30分、終業時刻は、同月〇日からのN出張の準備業務として2時間を加え、午前11時45分であると判断する。

⑤ 同年〇月〇日、被災者は、午後0時31分に業務メールを送信していることから、始業時刻は午前11時31分、終業時刻は午後0時46分であると判断する。

⑥ 平成〇年〇月〇日、被災者は、午後4時54分及び同5時14分に業務メールを送信していることから、始業時刻は午後3時54分、終業時刻は同5時29分であると判断する。

イ 次に、監督署長提出の労働時間集計表の勤務日の終業時刻についてみると、次のとおりであると推認することが妥当である。

(ア) 平成〇年〇月〇日、被災者は、Q出張中であり、特段の業務は確認されないことから、他の出張日と同様に終業時刻は午後6時であると判断する。

(イ) 同年〇年〇月〇日、被災者は、QからEに戻り、午後5時56分と同6時2分に業務メールを送信し、その後、後片付け及びE事務所の施錠、手配ミスでホテルに宿泊できなくなった取引先のR氏を被災者の社宅に滞在させることに伴う準備業務や必要な接客対応をしたものと推認されることから、終業時刻は同8時頃であると判断する。

(ウ) 同年〇月〇日、被災者は、午後5時57分に業務メールを送信している

ことから、終業時刻は同6時12分であると判断する。

ウ 以上のような推定から、監督署長提出の労働時間集計表を修正すると、被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数は96時間6分、さらに、発症前2か月間における1か月当たり平均時間外労働時間数は80時間25分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できるおおむね80時間を超えていることが認められる。

エ また、労働時間以外の負荷要因として、被災者は、発症前2か月間（60日間）において、それぞれ温度環境等が異なるS、N、Q、Mに合計4回、延べ23日間、宿泊を伴う出張を頻繁に行い、その間、移動手段として航空機又は運転手付き自動車を使用し、未整備な道路を長時間走行していたことが認められる。

オ 以上のとおり、被災者の業務要因を総合すると、被災者は、発症前おおむね2か月間において特に過重な業務に従事したものと判断する。

(4) 業務外要因（健康状態など）

被災者の健康診断結果表をC赴任前の前回データ（平成〇年〇月〇日受診）と今回データ（同年〇年〇月〇日受診）について比較すると、体格指数（BMI）及び脂質代謝指標が改善ないし正常化していることが認められ、薬物治療が行われていないことを考慮すると、C赴任中、運動や食事などの生活習慣が良好であったことが示唆される。また、生活歴をみても、心筋梗塞発症の危険因子は比較的軽症で、高血圧及び糖代謝異常なども認めない。

以上から判断すると、被災者の本件疾病がその自然歴によって業務中に偶発的に発症したとは言い難いものと判断する。

(5) 結論

被災者には、業務要因として長期間の過重業務が認められる一方、明らかに業務以外の原因により発症したと認められる程の基礎疾患等を有していたとは認め難いことから、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。